

インターネットによるヘイトスピーチに係る発信者名の公表のための方策の論点

1 「公然性を有する通信」は「通信の秘密」の保護の対象か

- (1) 「公然性を有する通信」は「通信の秘密」の保護の対象となるのか
 - ・ 「通信の秘密の不可侵」による保障の趣旨と保護の対象範囲について
 - ・ 通信内容に秘匿性がない「公然性を有する通信」における「通信の秘密」の保護について
- (2) インターネット上の表現活動における発信者情報等の保護はどうあるべきか
 - ・ 匿名による表現の自由の観点
 - ・ プライバシー保護の観点

2 匿名による表現の自由やプライバシー保護の条例による制約の可否

- (1) 電気通信事業法第 4 条の趣旨・目的
 - ・ 「公然性を有する通信」における通信への第 4 条第 1 項の適用について
 - ・ 「公然性を有する通信」における発信者情報への第 4 条第 2 項の適用について
 - ・ 匿名による表現の自由やプライバシー保護の制約について
- (2) プロバイダ責任制限法第 4 条の趣旨・目的
 - ・ 電気通信事業法第 4 条との関係について
 - ・ 匿名による表現の自由やプライバシー保護の制約について

3 条例によるプロバイダに対するネット上の表現活動の発信者情報の開示の義務付けの可否

- (1) 行為者名の公表の必要性の程度
- (2) プロバイダに対する発信者（行為者）情報の開示の義務付け
- (3) プロバイダと発信者との契約と条例との関係

4 発信者情報のプロバイダからの任意取得規定の条例化について

- (1) ヘイトスピーチへの対処に関する条例による発信者情報取得の根拠付け